**（様式１－５）**

**共同企業体協定書**

（目的）

第１条　当企業体は、秋田県（以下「県」という。）が委託する県公式LINE開設・運用保守業務（以下「委託業務」という。）を共同連帯して実施することを目的とする。

（名称）

第２条　当企業体は、○○○○○○○○共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　共同企業体の事務所を（　　所　在　地　　）に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、（　　年　月　日　　）に成立し、委託業務の履行後１月を経過するまでの間は解散しないものとする。

２　委託業務を受託することができなかったときは、共同企業体は、前項の規定に関わらず、県が委託業務に係る委託契約を締結した日をもって解散するものとする。

（構成員）

第５条　共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 （　所　 在 　地　）

　　商号又は名称 （　商号又は名称　）

　　代表者　　　 （　代表者職氏名　）

所在地　　　　 （　所　 在 　地　）

　　商号・名称 　（　商号又は名称　）

　　代表者　　　 （　代表者職氏名　）

（代表者の名称）

第６条　共同企業体は、（　商号又は名称　）（　代表者職氏名　）を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　共同企業体の代表者は、委託業務の実施に関し、共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、県と折衝する権限並びに県への書類及び見積書の提出、委託料の請求、受領及び共同企業体に属する資産を管理する権限を有する。

（構成員の出資割合）

第８条　共同企業体の構成員の出資割合は、均等割の１０分の６を下限として、構成員間で協議の上、別に定めるものとする。

（運営のための協議）

第９条　共同企業体は、組織及び編成並びに委託業務に関する事項、資金管理方法、共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について、構成員間で協議の上決定し、委託業務を実施するものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、委託業務の実施に伴い共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（委託料の振込先）

第１１条　県に委託料を請求する際の振込先は次のとおりとする。

（　　金融機関・支店名、種別、口座番号、名義人の名称　　）

　　　※新規に口座を開設する場合は、その旨を記載すること。

（決算）

第１２条　共同企業体は、委託業務の完了時に決算するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１３条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（構成員の脱退に対する措置）

第１４条　構成員は、県及び他の構成員の承認がなければ、共同企業体が委託業務を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち、委託期間中に、前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完成する。

（構成員の除名）

第１５条　共同企業体は、構成員のうちいずれかが、委託期間中に、重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、県及び他の構成員全員の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合においては、共同企業体は、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項の規定を準用するものとする。

（構成員の破産又は解散に対する措置）

第１６条　構成員のうちいずれかが委託期間中に破産又は解散した場合においては、第　１４条第２項の規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第１７条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に変えて、県及び他の構成員全員の承認により、残存構成員のうちいずれかを代表とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第１８条　共同企業体が解散した後においても、委託業務につきその契約の内容に不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、構成委員間で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を○通作成し、各構成員が記名押印の上、各自その１通を保有するとともに、委託業務に係る参加資格確認申請書に１通添付するものとする。

令和　　年　　月　　日

共同企業体の名称

構成員（代表者）の所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員の所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印